

令和 2 年 9 月 1 日
地 域 行 政 部
地 域 行 政 課

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、けやきネット対象施設が利用休止していたことに伴い、けやきネット登録の有効期間について現行の2年間から延長するため、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例を令和2年第3回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

利用者登録の有効期間の延長等に係る規定を追加する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

公布の日から施行する。

5 参考

主な施設の利用休止期間及び利用者登録の延長期間は、裏面のとおり

【主なけやきネット対象施設の利用休止期間】

施設名	利用休止期間
区民センター 地区会館 区民集会所	令和2年4月 1日～6月14日
ふれあいの家 高齢者集会所 健康増進・交流施設【せたがや がやがや館】	令和2年3月 4日～6月14日
大蔵運動場（体育館） 大蔵第二運動場（体育館）	令和2年3月 4日～6月 7日
大蔵運動場（テニスコート） 大蔵第二運動場（テニスコート）	令和2年3月28日～5月31日
大蔵運動場（温水プール） 千歳温水プール（温水プール）	令和2年2月29日～6月14日
世田谷公園 羽根木公園（星辰堂、日月庵を除く） 玉川野毛町公園	令和2年3月29日～5月31日
小・中学校	令和2年3月 2日～6月30日

【利用者登録の延長期間】

けやきネット対象施設について、大半の施設が令和2年3月上旬から6月中旬まで利用を休止していたため、けやきネット登録の延長期間は3か月を基本とし、新規登録の時期に応じて、次のとおり期間を延長する。

対象団体	対象団体数	延長期間
令和2年2月29日時点で登録のある団体 令和2年3月1日～3月31日に新規登録した団体	約24,200団体	3か月
令和2年4月1日～4月30日に新規登録した団体	約50団体	2か月
令和2年5月1日～5月31日に新規登録した団体	約60団体	1か月

いずれもその後に登録を削除した団体を除く。

【利用者あて周知】

- ・区ホームページ及びけやきネットホームページへの掲載
- ・けやきネット対象施設での掲示

更新予定の団体あてに通知する更新案内においても周知していく。

延長後の有効期間が記載された利用者登録カードについては、けやきネットからの印刷について上記の周知の中で案内する。

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例 平成30年3月6日条例第19号 <第1条～第2条 省略></p>	<p>世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例 平成30年3月6日条例第19号 <第1条～第2条 省略></p>
<p>(利用者登録)</p>	<p>(利用者登録)</p>
<p>第3条 区長(学校施設の使用に係るものにおいては、世田谷区教育委員会。以下同じ。)は、前条第1項各号に規定する条例に定めるけやき施設の利用者資格を有する者で、けやき施設を使用しようとするもの(個人を除く。)から申出があったときは、利用者資格等に関する登録(以下「利用者登録」という。)を行うものとする。</p>	<p>第3条 区長(学校施設の使用に係るものにおいては、世田谷区教育委員会。以下同じ。)は、前条第1項各号に規定する条例に定めるけやき施設の利用者資格を有する者で、けやき施設を使用しようとするもの(個人を除く。)から申出があったときは、利用者資格等に関する登録(以下「利用者登録」という。)を行うものとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合は、利用者登録を行わない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合は、利用者登録を行わない。</p>
<p>(1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 (4) 施設利用者の利便性の向上又は施設利用の拡大を損なうと認められるとき。</p>	<p>(1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 (4) 施設利用者の利便性の向上又は施設利用の拡大を損なうと認められるとき。</p>
<p>3 区長は、利用者登録を行うときは、利用者登録料として、1,500円を徴収する。</p>	<p>3 区長は、利用者登録を行うときは、利用者登録料として、1,500円を徴収する。</p>
<p>4 利用者登録の有効期間は、2年間とする。</p>	<p>4 利用者登録の有効期間は、2年間とする。</p>
<p><u>5 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、利用者登録の有効期間を延長することができる。この場合において、延長の期間は、2年を超えない範囲で区長が別に定める。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(利用者登録の更新)</p> <p>第4条 区長は、前条第1項の規定により利用者登録を受けた者からその更新の申出があったときは、利用者登録の更新を行うものとする。<u>ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の規定により利用者登録の更新を受けた者からその更新の申出があったときについても、同項と同様とする。</u></p> <p><u>3 前条第2項の規定は、利用者登録の更新について準用する。</u></p> <p><u>4 区長は、利用者登録の更新を行うときは、利用者登録更新料として、1,000円を徴収する。</u></p> <p><u>5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項及び第2項の規定により更新した利用者登録の有効期間について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">< 第5条～第13条 省略 ></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和2年9月30日条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(利用者登録の更新)</p> <p>第4条 区長は、前条第1項の規定により利用者登録を受けた者からその更新の申出があったときは、利用者登録の更新を行うものとする。<u>この項の規定により、利用者登録の更新を受けた者についても、同様とする。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、利用者登録の更新について準用する。</u></p> <p><u>3 区長は、利用者登録の更新を行うときは、利用者登録更新料として、1,000円を徴収する。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により更新した利用者登録の有効期間は、2年間とする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 第5条～第13条 省略 ></p>